

認定こども園 ゆいの詩内病児保育室利用申請書兼承諾書

認定こども園 ゆいの詩
園長 殿

申請者

住 所
氏 名

印

病児保育事業を利用したいので、次のとおり申込します。利用するにあたり、以下の確認事項について同意します。

(フリガナ) 児童氏名			性別	男 ・ 女	
			生年月日	年 月 日生	
利用希望日	年 月 日 ()				
利用時間	時 分 ~ 時 分				
お迎えに来る方	氏名			関係	
利用申込理由	就労 ・ 傷病 (入院) ・ 看護 (介護) ・ 出産 冠婚葬祭 ・ その他 (理由:)				
連絡先 (緊急時)	氏名 (関係)	()			
	連絡先				

- 【添付書類】 (1) 認定こども園 ゆいの詩内病児保育室利用紹介書 (診療情報提供書)
(2) 連絡票

【確認事項】

- (1) 利用料の階層区分の確認に関して、課税状況の調査を町担当課が行い、その情報を実施機関に提供すること。
- (2) 児童の症状の変化に伴い、保育の継続が困難と判断された場合は、利用途中であっても迎えに来ること。
また、緊急に医師の診察を受ける必要がある場合は、保護者の承諾なしに受診し、その治療に要した費用は保護者が負担すること。
- (3) 利用登録及び申込において町が知り得た情報は、病児保育事業の範囲内において、実施機関に提供すること。また、必要に応じて医療機関に提供する場合があること。
- (4) 児童の保育にあたっては、細心の注意を払い感染防止の徹底に努めるが、やむを得ず事業を実施する施設内で児童の相互感染が起こった場合は、実施機関は責任を負わないこと。
- (5) 当病児保育室では、看護師、保育士の専門職員がお子様をお預かりしておりますが、お子様にとって最も安心できるのは、保護者がそばにいることであるため、速やかにお迎えをいただくこと。
- (6) 当病児保育室を利用するにあたり、登録内容に変更がある場合、速やかに当病児保育室に申し出ること。

- (7) お子様の不安が強く、状態を悪化させると判断した場合には、お預かりを中止する場合がありますこと。また、その他、お子様の症状の変化に伴い、当病児保育室の利用が困難と判断した場合もお預かりを中止する場合がありますこと。
- (8) 正当な理由なく料金をお支払いいただけない場合には、次回以降の利用をお断りする場合がありますこと。
- (9) 当病児保育室は、複数の体調不良のお子様をお預かりするため、感染症には最善の注意を払いますが、完全に予防することはできないこと。また、予防接種については、接種年齢が到達しているものについては、積極的に接種すること。
- (10) 同様の病態における連続的な利用以外については、一度登園されると病状が回復したと判断するため、登園前の医師連絡票は無効となり、その後の利用については、再度、診療情報提供書（添付書類1）が必要となること。
- (11) 正当な理由なく、利用時間を過ぎても当病児保育室へお迎えに来られない場合には、次回以降の利用をお断りする場合がありますこと。
- (12) 事前登録票の有効期限は、毎年度3月31日となること。また、利用にあたっては、年度ごとの登録が必要となること。
- (13) お子様の当病児保育室で保管する利用登録票等に記載されている情報は、本事業の実施に必要な限りにおいて関係機関で共有すること。

※実施施設の確認欄

利用の可否	可 ・ 不可（理由）		
登録番号		区分	病児 ・ 病後児
利用料		金額	円
食事代等（実費）	有 ・ 無	金額	円
合計			円

【施設担当者】	印
【園長】	印

※本書類は両面印刷すること